

(公社) 全国公文協 2023

(事業概要)



THE ASSOCIATION OF PUBLIC THEATERS AND HALLS IN JAPAN
公益社団法人全国公立文化施設協会

目 次

公益社団法人 全国公立文化施設協会とは	1
公益社団法人 全国公立文化施設協会の事業	2
組織体系図	6
役員名簿	7
支部長施設	8
専門委員会委員	9
都道府県公立文化施設協会協議会会長施設（連携団体）	10
正会員・準会員数	12
正会員施設 設置者別・管理運営形態別集計	13
正会員施設の管理運営状況	14
正会員数の推移	15
令和 5 年度の活動	16
公益社団法人 全国公立文化施設協会のあゆみ	17
これまでの総会・研究大会の開催一覧	27
定款	29
会員規程	37
正会員・準会員への入会について	39
正会員・準会員の年会費について	40
賛助会員入会のお願い	47
寄附のお願い	49

公益社団法人 全国公立文化施設協会とは

「公益社団法人全国公立文化施設協会」（略称：全国公文協）は、従前の任意団体「全国公立文化施設協議会」を母体として、平成7年6月26日文部大臣の認定を得て発足し、平成25年4月1日内閣府の認定を受け、公益社団法人に移行しました。

全国の国公立文化施設の連携の下、地域文化の振興とわが国の文化芸術の発展に寄与することを目的に各種の事業を行っています。

【法人の概要】

- | | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称 | 公益社団法人 全国公立文化施設協会 （略称 全国公文協） |
| (2) 所 在 地 | 〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4階 |
| (3) 法人の目的 | 国及び地方公共団体等により設置された全国の劇場・音楽堂等の文化施設（公立文化施設という）が連絡提携のもとに、地域の文化振興と地域社会の活性化を図り、もってわが国の文化芸術の発展と心豊かな社会の実現に寄与する |
| (4) 会員の資格 | 正 会 員：この法人の目的に賛同し、入会した公立文化施設の運営者
準 会 員：正会員を除き、この法人の目的に賛同し、連携協力して活動するために入会した文化施設等の関係者
賛助会員：この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体
名誉会員：この法人に功勞のあった者で総会において推薦された者 |
| (5) 設 立 の 経 過 | 昭和36年 9月25日 任意団体 全国公立文化施設協議会結成 会員数 23館
事務局 東京文化会館内 会長 東京文化会館館長
平成 7年 6月26日 文部大臣の認定により社団法人全国公立文化施設協会発足
事務局（東京文化会館内）
平成 9年 9月 8日 事務局が東京都新宿区に移転
平成23年 4月18日 事務局が東京都中央区に移転
平成25年 4月 1日 内閣府の認定により公益社団法人全国公立文化施設協会へ移行 |
| (6) 基 本 財 産 | 22,840千円 |
| (7) 会 員 数 | 正会員 1,315 準会員 27 賛助会員 88（令和 5年10月現在） |
| (8) 役 員 | 理事15名（会長1、副会長2、専務理事1、常務理事1を含む）、監事2名
会長 野村 萬斎 |

公益社団法人全国公立文化施設協会は、設置目的を達成するために下記の事業を実施します。

1 情報収集提供等事業

全国の公立文化施設の事業や管理・運営に必要となる各種情報を収集するとともに、様々な手段で提供します。併せて、各種相談を実施しています。なお、下記(1)から(3)の事業は文化庁の委託を受け、共催で実施しています。

- (1) 劇場・音楽堂等及び我が国の文化芸術の振興に関する情報、資料の収集・提供
国及び地方公共団体の文化芸術振興施策、劇場・音楽堂等の事業、管理・運営等の情報、資料等を幅広く収集し、劇場・音楽堂等関係者、実演芸術団体、一般市民、学生等に提供します。
情報の提供は、訪問者への直接対応をはじめ、ウェブサイト、メールマガジン、電話、郵便、ファクシミリ等を活用します。
- (2) 全国公文協ホームページ及びメールマガジン等による情報の提供・発信
全国公文協の組織、事業等の紹介、情報公開、全国の国公立文化施設に関する情報・データ、各種調査研究報告、国の文化政策の動向、文化庁委託事業の概要等について発信します。また、正会員の施設、賛助会員、文化庁等関係官庁、芸術文化団体等のホームページにもリンクしています。
- (3) 公立文化施設に関する相談
公立文化施設の事業、運営及び利用等や文化政策等に関する問合せ、相談に対し回答し助言します。
- (4) 全国公立文化施設名簿の発行
全国の公立文化施設約2,200施設の施設名、所在地、電話番号、座席数、施設、設備の状況等を記載した「全国公立文化施設名簿」を編集し発行します。
- (5) 「公演企画Navi」の運営
「公演企画Navi」では、各文化施設の事業企画に役立つ最新の公演企画情報を画像や動画を含めて掲載しており、様々な条件で情報を検索することができます。

2 研修事業（人材育成）

地域の芸術文化の振興や施設の円滑な運営に資するため、公立文化施設の管理運営、事業企画、舞台技術等に携わる職員等を対象とした研修を行います。なお、下記の(1)、(2)の事業は文化庁からの委託を受け、共催で実施しています。

- (1) アートマネジメント研修会
 - ① 全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会
 - ② 地域別劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会（全国7地域で開催）
- (2) 舞台技術研修会
 - ① 全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会
 - ② 地域別劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会（全国7地域で開催）
- (3) 新任管理職（館長等）研修
新任の施設責任者に向けた文化政策や施設運営等の基礎講義をオンラインで実施します。

3 調査研究事業

地域の文化芸術の振興、公立文化施設の活性化をめざして、調査研究事業を行います。

- (1) 研究大会の開催
全国の公立文化施設の関係者が一堂に会し、当面する諸問題を研究協議し、施設の円滑かつ積極的な運営に資するとともに地域文化の振興を図ります。
- (2) 専門委員会による調査研究活動
 - ① 経営環境部会 経営に関する現況把握・課題等の検討
 - ② 事業環境部会 事業に関する現況把握・課題等の検討
 - ③ 特別部会 専門的な個別課題に対する調査研究・検討

(3) 調査研究

劇場、音楽堂等の活性化に寄与することを目的に、劇場、音楽堂等の運営や事業の実施状況、諸課題等について調査・分析し、報告書を作成します。

4 保険事業

団体加入によるスケールメリットを生かした保険料体系にて、各種損害保険を損害保険各社との特約により正会員・準会員施設に提供します。

- (1) 公立文化施設賠償責任保険
- (2) 公立文化施設利用者見舞費用・個人賠償責任保険
- (3) 公立文化施設自主事業中止保険
- (4) 公立文化施設貸館対応興行中止保険
- (5) 社団法人・財団法人向け 役員賠償責任保険
- (6) 公立文化施設休業等補償保険

5 公立文化施設等支援事業

公立文化施設の自主事業の充実を図り、ネットワーク公演をサポートします。

全国公立文化施設協会統一企画「松竹大歌舞伎」

公立文化施設の主催公演やネットワーク公演を支援するため、公文協歌舞伎の統一企画公演を主催する外、芸術創造団体の紹介、仲介等を行っています。

6 日本音楽財団との共同事業

(公財)日本音楽財団より、日本音楽財団が保有するストラディヴァリウス等の楽器の被貸与者である若手演奏家によるコンサートについて共同事業の提案があり、令和4年2月に合意書を締結しました。

今年度は令和5年9月9日(土)に滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 小ホールにて「ヴェロニカ・エーベルレ ヴァイオリン・リサイタル」を開催するとともに、来年度の開催施設を公募し、二つの施設での開催を決定しました。

令和5年度 文化庁委託事業

1 劇場・音楽堂等基盤整備事業

(1) 芸術文化情報提供事業

① 劇場・音楽堂等及び我が国の文化芸術の振興に関する情報、資料の収集・提供

これまで行ってきた資料の収集、整理、保管を引き続き適切に行い、利用者の要望に応えるとともに、ホームページでの情報アクセスの簡易化、施設情報等のデータベース化に努め、迅速・的確に活用できるように改善を図ります。また、施設からの問合せや相談に適切に対応できるよう相談体制を充実します。

- a) 情報の収集・提供 (メールマガジン・ホームページ等)
- b) 人材コーディネーターの活用促進

② 劇場・音楽堂等への芸術文化活動支援

劇場・音楽堂等の個別課題や地域の課題に対し、各分野の有識者や専門家により各施設のニーズに適切に対応した相談や助言等の支援を行います。また、必要とされる情報やノウハウ・資料提供などきめ細かな手助けを行い、劇場・音楽堂等の活性化を推進します。

- a) 支援員の派遣による支援
- b) 日常相談業務対応

(2) 劇場・音楽堂等の機能強化に関する調査

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)」施行以後の劇場・音楽堂等の取組や課題等を踏まえ、さらなる劇場、音楽堂等の機能強化に関する調査・分析を行い、今後の劇場・音

楽堂等の振興に係る諸施策に活かします。

- ① 劇場・音楽堂等の職員の就労状況等に関する調査
- ② 劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査

(3) 研修事業

劇場法、同指針及び文化芸術推進基本計画（第1期）において求められる研修プログラムの体系を整備し、劇場・音楽堂等の企画力、創造力、事業運営能力の強化や、職員の自発的な研鑽と自己啓発を促す系統立った総合的かつ実践的な研修を多面的に実施します。

- ① 全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント・舞台技術研修会
 - a) 全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会
ホームページ公開 令和6年2月1日～3月17日
ワークショップ講座 令和6年2月14日～15日、20日
 - b) 全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会
令和5年9月27日～28日 於：KAAT神奈川芸術劇場
- ② 地域別劇場・音楽堂等職員アートマネジメント・舞台技術研修会
 - a) 地域別劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会
令和5年9月～令和6年2月 全国で開催
 - b) 地域別劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会
令和5年11月～令和6年2月 全国で開催

2 令和5年度障害者等による文化芸術活動推進事業「劇場・音楽堂等による共生社会実現のための人材養成講座」

劇場・音楽堂等の職員を対象に共生社会（障害者の芸術活動の推進）の実現に向け、必要とされる人材育成を目的とした研修会を実施する。加えて劇場・音楽堂等で行われている障害者を対象とした事業の事例調査を行い、他の施設でも参考となるようとりまとめ、公開をします。これにより、劇場・音楽堂等の職員の人材育成が図られ、劇場・音楽堂等で実施される障害者を対象とした事業の活性化を目指します。

(1) 研修会

①Step1研修（ビデオ研修）

対 象：劇場・音楽堂等で働くすべての人
内 容：共生社会に対し劇場・音楽堂等が求められている役割について
動画公開：令和5年7月

②Step2研修

対 象：劇場・音楽堂等の職員で、これまで障がいのある方を対象とした取組を実施したことがない方（主たる担当として実施をしたことがない方）、これから取り組もうとしている方（初心者）
内 容：障害者を対象とした事業を企画する
実施時期：令和5年6月29日～9月5日（5回シリーズ）
第1回から第4回 オンライン（Zoom）・第5回 対面ワークショップ

③Step3研修

対 象：劇場・音楽堂等の職員で、障がいのある方を対象とした取組を実施したことがある方、企画をしている方（経験者）
内 容：戦略的事業を実施する
実施時期：令和5年10月25日～12月6日（5回シリーズ）
第1回から第4回 オンライン（Zoom）・第5回 対面ワークショップ

(2) 事例調査

6事例

令和5年度 内閣府委託事業

1 令和5年度「孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査」(追加分)

誰にでも起こりえる“孤独・孤立”の問題に対して全国各地に整備されている地域の劇場・音楽堂・ホール等の公立文化施設が、地域の課題解決のプラットフォームとして、持続的・安定的に機能するためのモデル調査を実施し、支援モデルの構築を検討します。

実施にあたっては、劇場等文化施設が地域における課題解決のための“場”として活性化することを目的に、中間支援組織としてのきめ細かい支援のあり方や地域団体（地域の文化芸術関連組織、福祉関係団体やNPO団体、など）との連携のあり方などの運営方法を検討するとともに、地域におけるニーズ及び効果を把握する手法を試行し、将来のモデルとなる仕組みを導き出します。

(1) モデル事業の実施

劇場等文化施設に対し、本事業の概要（主旨、目的など）を告知し、今年度におけるモデル事業実施の希望を照会し、選定、実施施設を決定します。

実施件数：5件程度。

実施時期：令和5年11月～令和6年1月

(2) 伴走支援

劇場等文化施設の事業内容、実施に向けた課題に対応できる伴走支援者を選任し派遣を行い、地域の課題や実情に合った効果的な事業実施に向けた助言、協力を適宜行います。

① 勉強会の実施

② 伴走支援者の派遣

(3) 効果検証及び報告書の作成

モデル事業の実施中及び実施後に、参加者、実施施設それぞれに対しヒアリングを行い、実施施設及び専門家により効果を把握します。効果及び課題などを整理し、モデル事例報告書として取りまとめ、当該報告書は幣協会ウェブサイトで公開し、他の施設等の参考とするとともに事業の実施を促します。

令和5年度 文化庁補助事業

1 令和4年度補正予算文化芸術振興費補助金

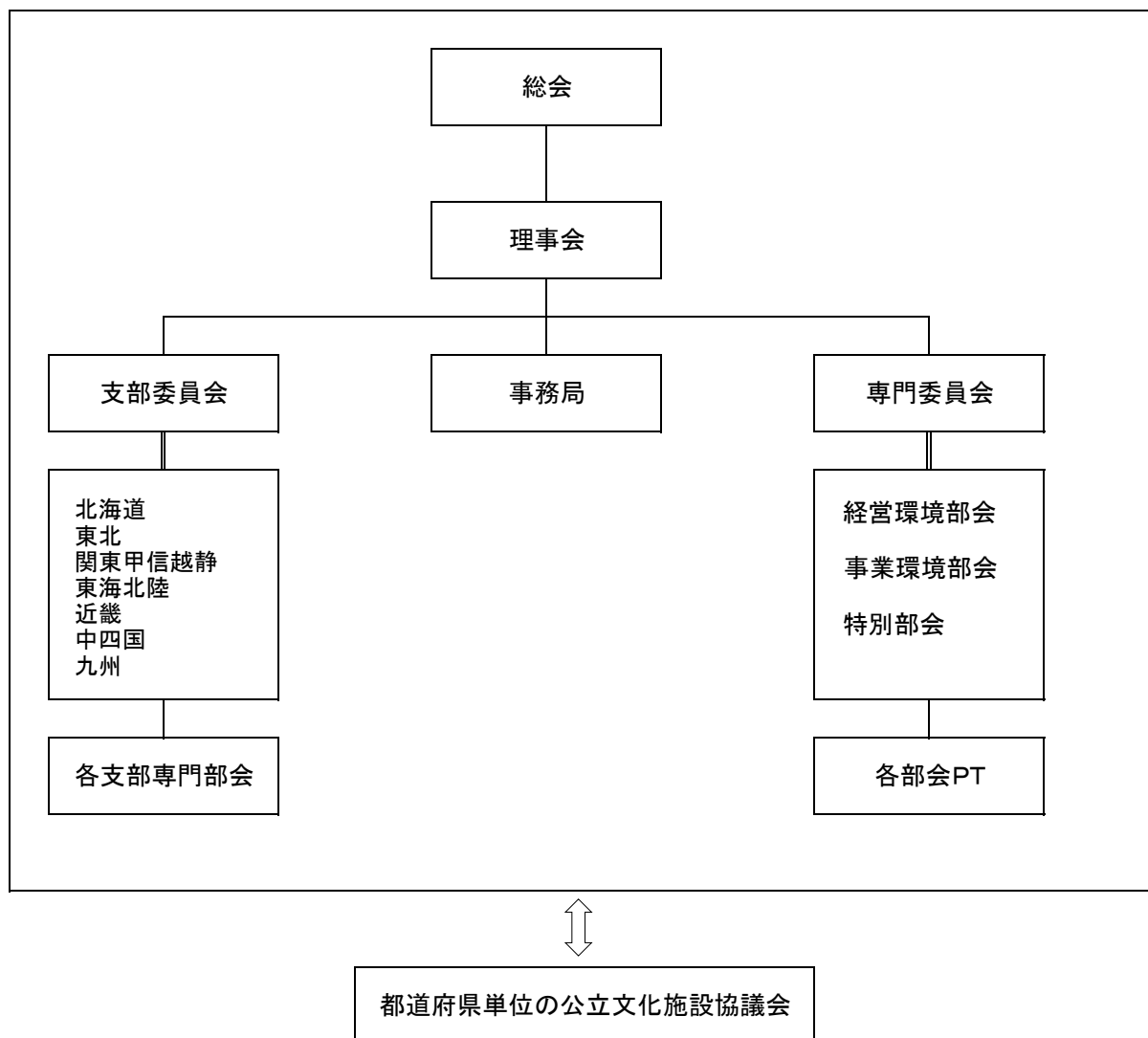
「統括団体による文化芸術需要回復・地域活性化事業（アートキャラバン2）」

地域の文化芸術推進プロジェクト「劇場へ行こう3～新たな地域連携に向けて～」と題し、全国47都道府県で地域ニーズに応じた多種多様な公演等を展開しています。今年度は、地域に向けて広く舞台芸術の魅力を発信し、文化芸術に対する地域の需要喚起や業界全体の活性化を図っていくとともに、3年間続けてきたアートキャラバン事業の資産としての地域連携を、各地に根付かせるような活動を実施しています。

事業規模（7/20交付決定時）

- ・実施団体数 : 173 団体
- ・事業数 / 公演回数 : 397 事業 / 645 回
- ・助成額 : 1, 120, 000, 000 円

組織体系図



(注)実線(→)は全国公文協組織内、(⇔)は協力関係として表示している

公益社団法人全国公立文化施設協会 役員名簿

令和5年10月現在

会 長	野 村 萬 斎	狂言師 石川県立音楽堂 邦楽監督
副 会 長	岡 崎 隆 司	鳥取県立県民文化会館 館長
副 会 長	丹 羽 康 雄	名古屋芸術大学 特別客員教授
専務理事	岸 正 人	全国公立文化施設協会 事務局長
常務理事	高 萩 宏	世田谷パブリックシアター 館長
理 事	浦 島 浩 史	北海道支部長 北海道立道民活動センター 支配人
同	阿 部 正 直	東北支部長 宮城県民会館 館長
同	赤 江 直 美	関東甲信越静支部長 神奈川県立県民ホール 副館長
同	浅 野 芳 夫	東海北陸支部長 愛知県芸術劇場 館長兼舞台技術部長
同	山 本 範 子	近畿支部長 京都府立府民ホール 館長
同	青 木 裕 志	中四国支部長 島根県民会館 館長
同	川 崎 満 博	九州支部長 長崎ブリックホール 館長
同	矢 作 勝 義	専門委員会委員長 穂の国とよはし芸術劇場 芸術文化プロ デューサー兼副館長
同	漢 幸 雄	専門委員会副委員長 あさひサンライズホール 館長
同	小 林 純 一	専門委員会副委員長 丹波篠山市立田園交響ホール 専門員
監事	木 村 匡 成	公認会計士
同	鈴 木 順 子	東京芸術劇場 副館長

令和5年6月～令和7年6月

(以上17名)

令和5年度 支部長施設

支部名	支部長	支部長施設名 〒 施設所在地	T E L	F A X	構成都道府県名
北海道支部	浦島 浩史	北海道立道民活動センター 〒060-0002 札幌市中央区北二条西七丁目1	011(204)5100	011(271)9827	北海道 1道
東北支部	阿部 正直	宮城県民会館 (東京エレクトロンホール宮城) 〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目3-7	022(225)8641	022(223)8728	青森・岩手・宮城・秋田 山形・福島 6県
関東甲信越静岡支部	赤江 直美	神奈川県立県民ホール 〒231-0023 横浜市中区山下町3-1	045(662)5901	045(641)3184	茨城・栃木・群馬・埼玉 千葉・東京・神奈川・新潟 山梨・長野・静岡 1都10県
東海北陸支部	浅野 芳夫	愛知県芸術劇場 〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目13-2	052(971)5609	052(971)5541	富山・石川・福井 岐阜・愛知・三重 6県
近畿支部	山本 範子	京都府立府民ホール アルティ 〒602-0912 京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町 590-1	075(441)1414	075(441)6911	滋賀・京都・大阪 兵庫・奈良・和歌山 2府4県
中四国支部	青木 裕志	島根県民会館 〒690-0887 松江市殿町158	0852(22)5501	0852(24)0109	鳥取・島根・岡山 広島・山口・徳島 香川・愛媛・高知 9県
九州支部	川崎 満博	長崎ブリックホール 〒852-8104 長崎市茂里町2-38	095(842)2002	095(842)2330	福岡・佐賀・長崎 熊本・大分・宮崎 鹿児島・沖縄 8県

令和5年度 専門委員会委員

	役職	所属館・役職	氏名
経営環境部会	部会長	あさひサンライズホール 館長兼芸術監督	○ 漢 幸雄
	副部会長	神奈川県立音楽堂 業務課長	安田 江
	部会員	あきた芸術劇場（ミルハス） 館長	進藤 裕人
	部会員	彩の国さいたま芸術劇場 専務理事兼館長	小田 恵美
	部会員	福井県立音楽堂 事務局長補佐兼アート振興部長	黒田 光亮
	部会員	宇治市文化会館 館長	橋本 恭一
	部会員	鳥取県立県民文化会館 総務部長	藤野 浩二
	部会員	鹿児島県文化センター（宝山ホール） 館長	寺地 浩一
事業環境部会	部会長	丹波篠山市立田園交響ホール 専門員	○ 小林 純一
	副部会長	世田谷文化生活情報センター 館長	高萩 宏
	部会員	苫小牧市民会館 北海道クリーン開発（株） 常務取締役	山中 保
	部会員	岩手県民会館 館長	泉 裕之
	部会員	栃木県総合文化センター 財団理事兼館長	池澤 真司
	部会員	名古屋市青少年文化センター 参事	丹羽 功
	部会員	秋吉台国際芸術村 館長	岩井 浩昭
	部会員	宮崎県立芸術劇場 副館長	高林 宏一
特別部会	部会長	穂の国とよはし芸術劇場 PLAT 副館長 (公財)豊橋文化振興財団 芸術文化プロデューサー	◎ 矢作 勝義
	副部会長	港区スポーツふれあい文化健康財団 (Kissポート財団) 文化芸術部長	宮崎刀史紀
	部会員	新潟県民会館 館長	岡本 泰子
	部会員	西宮市プレラホール 特別顧問	山形 裕久
	部会員	香川県県民ホール 館長	野田 勉
	部会員	アクロス福岡 館長	重松 典子

◎委員長 ○副委員長

令和5年度 都道府県公立文化施設協議会 会長施設 (連携団体)

地区	協議会名	会長名	会長施設	〒	施設所在地	TEL	FAX
北海道	北海道(北海道支部)	浦島 浩史	北海道立道民活動センター (か・でる2・7)	〒060-0002	札幌市中央区北二条西七丁目1	011-204-5100	011-271-9827
東北	青森県公立文化施設連絡協議会	菊池 孝康	青森市文化会館 (リンクステーションホール青森)	〒030-0812	青森市堤町一丁目4-1	017-773-7300	017-776-2066
	岩手県内公立文化施設協議会	泉 裕之	岩手県民会館	〒020-0023	盛岡市内丸13-1	019-624-1171	019-625-3595
	宮城県公立文化施設協議会	阿部 正直	宮城県民会館 (東京エレクトロンホール宮城)	〒980-0803	仙台市青葉区国分町三丁目3-7	022-225-8641	022-223-8728
	秋田県公立文化施設協議会	進藤 裕人	あきた芸術劇場 (ミルハス)	〒010-0875	秋田市千秋明徳町2-52	018-838-5822	018-838-5825
	山形県内公立文化施設協議会	青木 直人	山形県総合文化芸術館 (やまぎん県民ホール)	〒990-0828	山形市双葉町一丁目2-38	023-664-2220	023-664-2209
	福島県公立文化施設協議会	鈴木 淳一	福島県文化センター (とうほう・みんなの文化センター)	〒960-8116	福島市春日町5-54	024-534-9191	024-536-1926
関東甲信越静	茨城県公立文化施設協議会	小室 昌彦	茨城県立県民文化センター (ザ・ヒロサワ・シティ会館)	〒310-0851	水戸市千波町東久保697	029-241-1166	029-244-4747
	栃木県公立文化施設協議会	池澤 真司	栃木県総合文化センター	〒320-8530	宇都宮市本町1-8	028-643-1000	028-643-1019
	群馬県公立文化施設協議会	平野 克明	群馬音楽センター (公財)群馬県教育文化事業団	〒370-0829	高崎市高松町28番地2	027-322-4527	027-322-4987
	埼玉県公立文化施設協議会	小田 恵美	彩の国さいたま芸術劇場	〒330-8518	さいたま市浦和区高砂3-1-4 埼玉会館	048-858-5501	048-858-5515
	千葉県公立文化施設協議会	伊藤 克彦	千葉県文化会館	〒260-8661	千葉市中央区市場町11-2	043-222-0201	043-222-0201
	東京都公立文化施設協議会	鈴木 順子	東京芸術劇場	〒171-0021	豊島区西池袋1-8-1	03-5391-2112	03-5391-2215
	神奈川県公立文化施設協議会	赤江 直美	神奈川県立県民ホール	〒231-0023	横浜市中区山下町3-1	045-662-5901	045-641-3184
	新潟県公立文化施設協議会	岡本 泰子	新潟県民会館	〒951-8132	新潟市中央区一番堀通町3-13	025-228-4481	025-228-4484
	山梨県公立文化施設協議会	村井 豊	山梨県立県民文化ホール (YCC県民文化ホール)	〒400-0033	甲府市寿町26-1	055-228-9131	055-228-9137
	長野県公立文化施設協議会	金澤 茂	長野県県民文化会館 (ホクト文化ホール)	〒380-0928	長野市若里一丁目1-3	026-226-0008	026-226-1574
	静岡県公立文化施設協議会	宮城 聡	静岡県コンベンションアーツ センター (グランシップ)	〒422-8019	静岡市駿河区東静岡2-3-1	054-203-5710	054-203-5716
	東海北陸	富山県公立文化施設協議会	倉田 千春	富山県民会館	〒930-0006	富山市新総曲輪4-18	076-432-3113
石川県公立文化施設協議会		中野 俊一	石川県立音楽堂	〒920-0856	金沢市昭和町20-1	076-232-8111	076-232-8101
福井県公立文化施設連絡協議会		玉森 慶三	福井県立音楽堂 (ハーモニーホールふくい)	〒918-8152	福井市今市町40-1-1	0776-38-8280	0776-38-8285
岐阜県(連絡担当館)			羽島市文化センター (不二羽島文化センター)	〒501-6244	羽島市竹鼻町丸の内6丁目7	058-393-2231	058-393-2230
愛知県公立文化施設協議会		浅野 芳夫	愛知県芸術劇場	〒461-8525	名古屋市東区東桜一丁目13-2	052-971-5609	052-971-5541
三重県公立文化施設協議会		山口 千代己	三重県総合文化センター (そうぶん)	〒514-0061	津市一身田上津部田1234	059-233-1103	059-233-1106

地区	協議会名	会長名	事務局施設名	〒	施設所在地	TEL	FAX
近畿	滋賀県公立文化施設協議会	村田 和彦	滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール	〒520-0806	大津市打出浜15-1	077-523-7133	077-523-7147
	京都府公立文化施設協議会	山本 範子	京都府立府民ホール	〒602-0912	京都市上京区烏丸通一条下ル 龍前町590-1	075-441-1414	075-441-6911
	大阪府公立文化施設連絡協議会	井上 貢志	松原市文化会館	〒580-0044	松原市田井城1丁目3-11	072-336-5755	072-336-5763
	兵庫県公立文化施設協議会	山下 英之	兵庫県立芸術文化センター	〒663-8204	西宮市高松町2-22	0798-68-0223	0798-68-0212
	奈良県公立文化施設協議会	森 明子	奈良県橿原文化会館	〒634-0005	橿原市北八木町3丁目65-5	0744-23-2771	0744-25-6801
	和歌山県公立文化施設協議会	高瀬 彰彦	和歌山県民文化会館	〒640-8269	和歌山市小松原通1-1	073-436-1331	073-436-1335
中四国	鳥取県文化施設協議会	岡崎 隆司	鳥取県立県民文化会館 (とりぎん文化会館)	〒680-0017	鳥取市尚徳町101-5	0857-21-8700	0857-21-8705
	島根県公立文化施設協議会	青木 裕志	島根県民会館	〒690-0887	松江市殿町158	0852-22-5501	0852-24-0109
	岡山県公立文化施設協議会	草加 叔也	岡山芸術創造劇場	〒700-0822	岡山市北区表町三丁目11番50号	086-201-8000	086-201-8004
	広島県公立文化施設協議会	林 達雄	広島市文化創造センター ・中区民センター (JMSアステールプラザ)	〒730-0812	広島市中区加古町4-17	082-244-8000	082-246-5808
	山口県公立文化施設協議会	岩井 浩昭	秋吉台国際芸術村 公益財団法人山口きらめき 財団	〒754-0511	美祿市秋芳町秋吉50番地	0837-63-0020	0837-63-0021
	徳島県公立文化施設協議会	清水 英範	徳島県郷土文化会館 (あわぎんホール)	〒770-0835	徳島市藍場町二丁目14	088-622-8121	088-622-8123
	香川県公立文化施設協議会	野田 勉	香川県県民ホール (レクザムホール)	〒760-0030	高松市玉藻町9-10	087-823-3131	087-823-3124
	愛媛県公立文化施設協議会	宮本 昌義	愛媛県県民文化会館	〒790-0843	松山市道後町二丁目5-1	089-927-4777	089-927-4778
	高知県文化施設協議会	大原 恵里子	高知県立県民文化ホール (県民文化ホール)	〒780-0870	高知市本町四丁目3-30	088-824-5321	088-875-2003
九州	福岡県公立文化施設協議会	重松 典子	福岡県国際文化情報セン ター	〒810-0001	福岡市中央区天神1丁目1-1	092-725-9111	092-725-9110
	佐賀県公立文化施設連絡協議会	梅崎 昭洋	佐賀市文化会館	〒849-0923	佐賀市日の出一丁目21-10	0952-32-3000	0952-32-3736
	長崎県公立文化施設協議会	川崎 満博	長崎ブリックホール	〒852-8104	長崎市茂里町2-38	095-842-2002	095-842-2330
	熊本県公立文化施設協議会	姜 尚中	熊本県立劇場	〒862-0971	熊本市大江二丁目7-1	096-363-2233	096-371-5246
	大分県公立文化施設協議会	中島 英司	大分県立総合文化センター (iichiko総合文化センター)	〒870-0029	大分市高砂町2-33	097-533-4007	097-533-4050
	宮崎県公立文化施設協議会	佐藤 寿美	宮崎県立芸術劇場 (メディキット県民文化セ ンター)	〒880-8557	宮崎市船塚三丁目210	0985-28-3216	0985-24-7676
	鹿児島県公立文化施設連絡協議会	寺地 浩一	鹿児島県文化センター (宝山ホール)	〒892-0816	鹿児島市山下町5-3	099-223-4221	099-223-2503
	沖縄県公立文化施設協議会	大城 盛裕	那覇市ぶんかテンプス館	〒900-0013	那覇市牧志3-2-10	098-868-7810	098-868-7820

令和5年度 正会員・準会員数

(支部別、都道府県別)

令和5年10月現在

支部	都道府県	正会員数	都道府県内施設数	準会員	支部	都道府県	正会員数	都道府県内施設数	準会員	支部	都道府県	正会員数	都道府県内施設数	準会員
	北海道	51	117			富山	22	31			福岡	43	66	3
東北	青森	14	23		東海北陸	石川	20	29	1	九州	佐賀	13	25	
	岩手	28	35			福井	20	30	1		長崎	19	30	1
	宮城	36	47			岐阜	28	51			熊本	26	39	
	秋田	20	25			愛知	55	98			大分	17	28	
	山形	22	29			三重	22	39			宮崎	20	26	
	福島	27	36			地区計	167	278	2		鹿児島	24	54	
	地区計	147	195				滋賀	19	48			沖縄	22	26
関東甲信越静岡	茨城	31	42	1	近畿	京都	19	37		地区計	184	294	4	
	栃木	24	26			大阪	50	74	5	全国計	1,315	2,143	27	
	群馬	25	47			兵庫	69	98						
	埼玉	59	88	2		奈良	28	46	1					
	千葉	36	58			和歌山	10	22						
	東京区部	38	64	4		地区計	195	325	6					
	東京多摩	32	44		中国	鳥取	12	16						
	神奈川	52	99	1		島根	17	34						
	新潟	29	48			岡山	30	51						
	山梨	18	25			広島	31	51						
	長野	25	52			山口	22	44	2					
	静岡	30	56	2		徳島	13	16						
	地区計	399	649	10		香川	13	19						
				愛媛		18	26	2						
				高知		16	28	1						
				地区計		172	285	5						

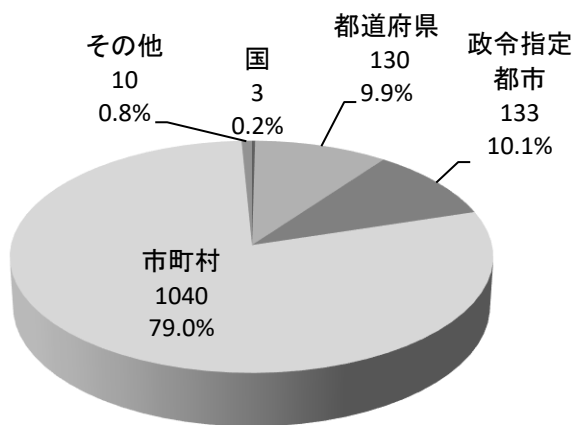
令和5年度 正会員施設 設置者別・管理運営形態別集計

令和5年10月現在

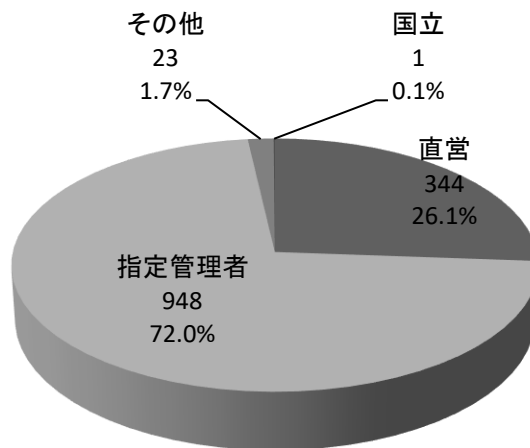
都道府県	正会員施設数	設置者別・所管別内訳																	管理運営形態別内訳						
		国	都道府県					政令指定都市					市町村					その他	公の施設						
			首長部局		教育委員会		その他	計	首長部局		教育委員会		その他	計	首長部局		教育委員会		その他	計	直営	指定管理	その他	国立	
			直	指	直	指			直	指	直	指			直	指	直								指
北海道	51			1		1		2	1	3		2		6	1	1	17	22	1	42					1
青森	14															6	2	5		13	1	2	11	1	
岩手	28			3			3								3	15	3	4		25		6	22		
宮城	36			1			1		12		1	1	14		2	11	6		19	2	13	22	1		
秋田	20			3			3								4	11	2		17		11	9			
山形	22			3		1	4							2	4	4	8		18		6	16			
福島	27			1			1							2	6	14	4		26		16	11			
茨城	31			2			2							2	11	6	9	1	29		8	22	1		
栃木	24			1			1								4	6	13		23		6	18			
群馬	25			3			3							2	9	8	1	1	21	1	11	13	1		
埼玉	59			6			6		3			3	6	26	7	11		50		13	46				
千葉	36			5	1		6		4			4	1	6	7	12		26		9	27				
東京区部	38	2		3			3							32			1	33			35	2	1		
東京多摩	32													23	3	6		32		3	29				
神奈川	52		2	5			7		23		1	24	3	14	1	1	1	20	1	6	43	3			
新潟	29			1			1	1	6			7		7	5	8	1	21		6	22	1			
山梨	18			1			1						1	1	5	10		17		6	12				
長野	25			5			5						3	6	5	4		18	2	9	15	1			
静岡	30			2			2		4			4	2	11	1	10		24		3	27				
富山	22			6			6							6		10		16			22				
石川	20			2			2						1	8	3	6		18		4	16				
福井	20		1	5			6						1	1	6	6		14		8	12				
岐阜	28			4			4						2	13	6	3		24		8	20				
愛知	55			2			2		6			6	2	20	6	19		47		8	47				
三重	22			1			1						7	7	5	2		21		12	10				
滋賀	19			2			2						1	7	4	5		17		5	14				
京都	19	1		4		2	6		3			3	2	3	1	3		9		3	13	3			
大阪	50		2	1			3		5		2	7	1	29	2	7	1	40		5	44	1			
兵庫	69			5			5		15			15	8	21	10	9		48	1	18	50	1			
奈良	28		2	1			3						1	8	8	8		25		11	17				
和歌山	10			2			2							2	3	3		8		3	7				
鳥取	12			3		1	4							4		4		8			12				
島根	17			2			2							8	2	5		15		2	15				
岡山	31			2			2	1	5	1	1	8	4	3	8	6		21		14	17				
広島	31			2			2	1	14			15	1	6	1	6		14		3	28				
山口	22			3			3						1	11	4	3		19		5	17				
徳島	13		1	1			2						1	5	3	1		10	1	5	7	1			
香川	13			1			1							5	1	6		12		1	12				
愛媛	18			2			2						2	3	4	7		16		6	12				
高知	16			2			2						1	4	6	2	1	14		7	8	1			
福岡	43			4			4	1	10			11	2	6	8	11	1	28		11	31	1			
佐賀	13		2	1			3						3	4	1	2		10		6	7				
長崎	19			1			1							5	7	6		18		7	12				
熊本	26			3			3		6			6	1	4	3	9		17		4	22				
大分	17			2			2						1	5	6	3		15		7	10				
宮崎	20			1			1							7	5	6	1	19		5	14	1			
鹿児島	24		1	2			3							7	7	6	1	21		8	15	1			
沖縄	22												4	7	11			22		15	7				
計	1316	3	11	113	1	3	2	130	5	119	1	6	2	133	75	407	247	300	11	1040	10	344	948	23	1

注 直・・・直営 指・・・指定管理者
 その他・・・地方自治法上の公の施設に該当しない、普通財産、財団所有等の施設

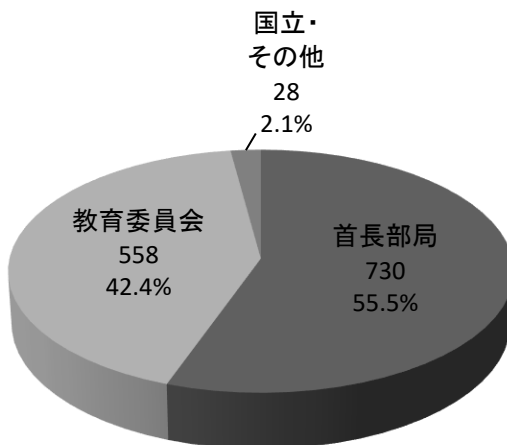
1. 設置者別内訳



2. 管理運営形態別内訳

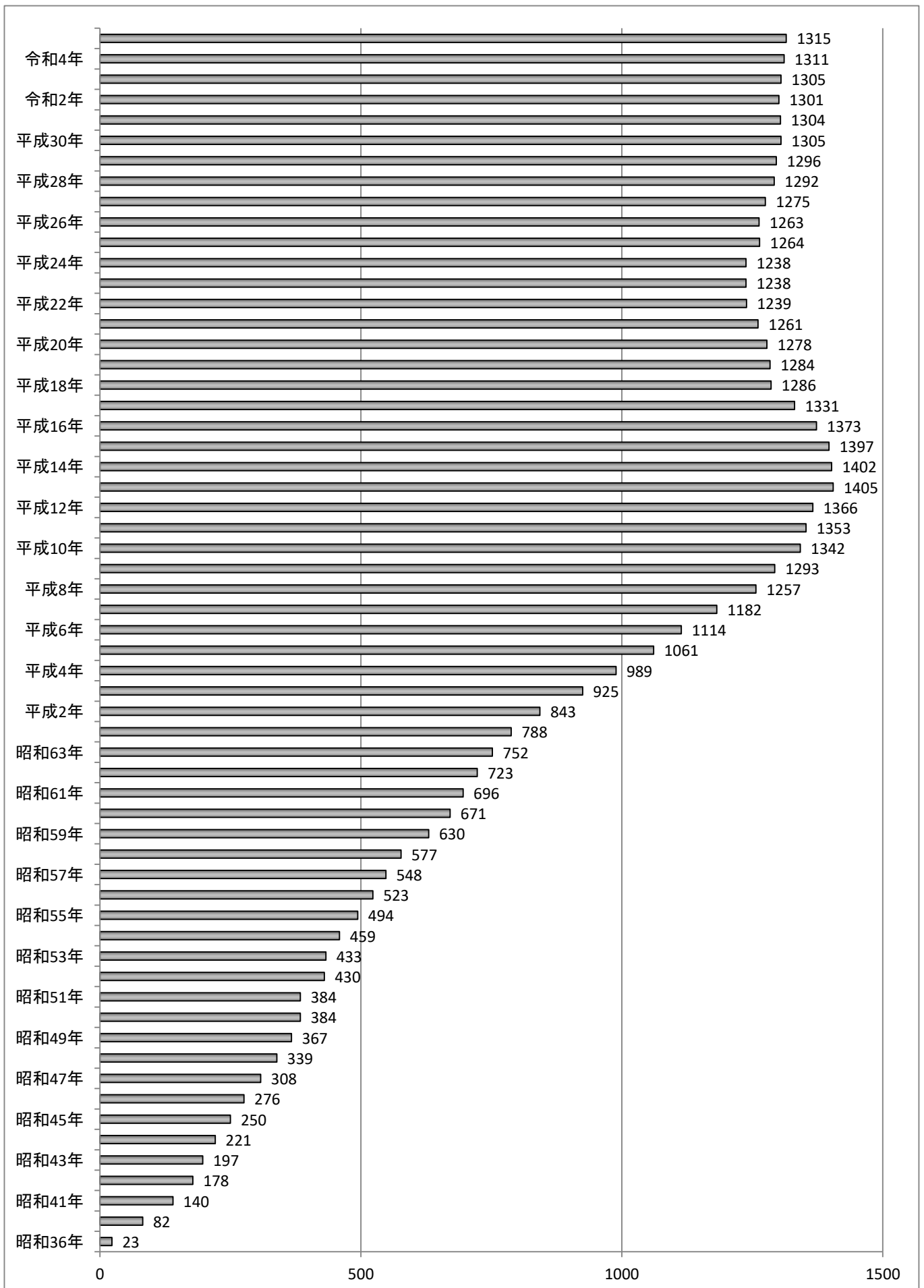


3. 所管別内訳



正会員数の推移

令和5年10月現在



令和5年度の活動

■ 令和 5年度 公益社団法人全国公立文化施設協会の運営

- 1 総 会 定 時 総 会
令和 5 年 6 月 15 日 (木) 那覇文化芸術劇場なはーと
- 2 理 事 会 第 1 回 令和 5 年 5 月 30 日 (火) 東京都中小企業会館 9階 講堂
臨時理事会 令和 5 年 6 月 15 日 (木) 那覇文化芸術劇場なはーと 大劇場 楽屋
第 2 回 令和 5 年 10 月 24 日 (火) 東京都中小企業会館 9階 講堂
第 3 回 令和 6 年 2 月 6 日 (火) 東京都中小企業会館 9階 講堂 (予定)
- 3 専門委員会 第 1 回 令和 5 年 5 月 24 日 (水) オンライン (経営環境部会)
常設部会 第 1 回 令和 5 年 5 月 26 日 (金) オンライン (事業環境部会)
第 2 回 令和 5 年 10 月 20 日 (金) オンライン
第 3 回 令和 6 年 1月下旬～2月上旬予定 オンライン

特別部会 第 1 回 令和 5 年 5 月 25 日 (木) オンライン
第 2 回 令和 5 年 10 月 17 日 (火) オンライン
第 3 回 令和 6 年 1月下旬～2月上旬予定 オンライン

全体会 第 1 回 令和 5 年 5 月 26 日 (金) オンライン

《 参 考 》 令和 6年度 定時総会・研究大会
令和 6年 6月 13日 (木) ～14日 (金) 岡山芸術創造劇場ハレノワ

■ 研究大会・セミナー・研修事業

- 1 令和 5年度研究大会
令和 5 年 6 月 15 日 (木)～ 16 日 (金) 那覇文化芸術劇場なはーと
- 2 新任管理職(館長等)研修
令和 5 年 5月10日・17日・24日・31日、6月7日・21日 オンライン (Zoom)
(フォローアップ研修会 令和 5 年 7 月 26日)
- 3 全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会
令和 6 年 2 月 1 日 (木)～ 3 月 17 日 (日) オンライン
令和 6 年 2 月 14日 (水)～15日 (木)・20日 (火) 対面ワークショップ
- 4 全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会
令和 5 年 9 月 27 日 (水)～ 28 日 (木) KAAT 神奈川芸術劇場

■ 刊行物

- 1 2023年度 (令和5年度) 全国公立文化施設名簿
- 2 令和5年度研究大会報告書

■ その他

- 1 公立文化施設からの各種相談受付
- 2 全国公文協制度保険の提供
- 3 全国公立文化施設検索
- 4 公演企画Naviの運営
- 5 ホームページ運営・メールマガジンの発行
- 6 各種団体との連携協力・ネットワーク支援

公益社団法人 全国公立文化施設協会のおゆみ

昭和 36(1961)年度	昭和 36 年 9 月 25 日、東京において 23 施設により任意団体「全国公立文化施設協議会」を結成
昭和 41(1966)年度	「会報」を発行(44 年度 12 号で中止)
昭和 42(1967)年度	第 1 回公文協歌舞伎を実施
昭和 43(1968)年度	第 2 回公文協歌舞伎を実施
昭和 44(1969)年度	第 3 回公文協歌舞伎を実施
昭和 45(1970)年度	「舞台安全の手引き」刊行(絶版) 第 4 回公文協歌舞伎を実施
昭和 46(1971)年度	第 5 回公文協歌舞伎を実施
昭和 47(1972)年度	第 6 回公文協歌舞伎を実施
昭和 48(1973)年度	「年次報告書」(現在の研究大会報告書の前身)刊行、以後毎年刊行 第 7 回公文協歌舞伎を実施
昭和 49(1974)年度	「自主文化事業振興の手引き」刊行(絶版) 第 8 回公文協歌舞伎を実施
昭和 50(1975)年度	「施設賠償責任保険」始まる 「業務管理委員会の経過報告(第 1 回)」刊行(絶版) 第 9 回公文協歌舞伎を実施
昭和 51(1976)年度	「公演事業資料」刊行(公演企画 Navi の前身) 第 10 回公文協歌舞伎を実施
昭和 52(1977)年度	第 11 回公文協歌舞伎を実施
昭和 53(1978)年度	第 12 回公文協歌舞伎を実施
昭和 54(1979)年度	情報連絡制度の組織網確立 「公立文化施設の施設・設備更新等に関する実態調査について」結果発表(絶版) 「自主文化事業担当者研究会」始まる 第 13 回公文協歌舞伎を実施
昭和 55(1980)年度	「舞台機構調整(音響技術)の技能検定始まる(技術委員長・出題委員に) 「レーザー光線の使用禁止」を申し合わせ 「業務管理委員会の経過報告(第 2 回)」刊行(絶版) 「文化振興に関する立法化促進対策委員会報告書」「同説明書」を刊行(絶版) 第 14 回公文協歌舞伎を実施
昭和 56(1981)年度	第 15 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
昭和 57(1982)年度	第 16 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
昭和 58(1983)年度	地区活動充実のため、地区協交付金を会費の 1 割とする 第 17 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
昭和 59(1984)年度	「高音圧規制(自粛要請)」の通知を出す 第 18 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
昭和 60(1985)年度	「永年勤続職員表彰」始まる 「公文協通信」刊行始まる(年 3 回) 第 19 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
昭和 61(1986)年度	第 20 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
昭和 62(1987)年度	第 21 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
昭和 63(1988)年度	「公立文化施設の運営に関する実態調査」刊行 「レーザー光線の使用禁止」を解除 第 22 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
平成元(1989)年度	第 23 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
平成 2(1990)年度	全国公文協第 30 回記念誌「あゆみ」刊行

- 「公文協加盟施設における事故例と技術的対策調査（結果）」刊行（絶版）
- 平成 3(1991)年度
第 24 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
「自主文化事業振興のために」刊行（絶版）
「自主文化事業実施状況調査」ほか全国調査の実施
(財) 全国税理士共栄会文化財団の助成を受け、全国公立文化施設アートマネジメント研修会・技術職員研修会を開催
- 平成 4(1992)年度
第 25 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
全国公立文化施設アートマネジメント研修会・技術職員研修会を開催（文化庁共催）
- 平成 5(1993)年度
第 26 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
スーパーミュージカル「源氏物語」の共同公演（文化庁後援）15 施設で実施
- 平成 6(1994)年度
第 27 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
臨時理事会で法人化基本方針決定
舞台音響の手引き「音響」刊行（絶版）
公立文化施設現況調査（第 1 回）－施設管理運営状況－（平成 7 年 3 月）刊行
- 平成 7(1995)年度
第 28 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
第 1 回定期総会で社団法人化を満場一致で決議（5 月 18 日 会場：新潟県両津市民会館）
6 月 26 日 文部大臣の許可を得て「社団法人全国公立文化施設協会」発足
会員数 1182 施設
初代会長 遠山一行 就任 事務局 東京文化会館内
文化庁から芸術情報プラザ事業を受託
- 平成 8(1996)年度
第 29 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
公文協共同企画事業「市川猿之助歌舞伎公演」を実施
第 1 回定期総会（平成 8 年 5 月 16 日 会場：青森市文化会館）において正会員の年会費を平成 9 年度より年額 20,000 円に改定することを承認
(財) 日本船舶振興会（日本財団）の補助金を受け、「地域文化活性化のための人材育成」事業及び調査の実施
初代 遠山一行会長 退任（平成 9 年 2 月 26 日）
第 2 代 三善晃会長 就任（平成 9 年 2 月 27 日）
- 平成 9(1997)年度
第 30 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
公文協共同企画事業「二十一世紀歌舞伎組公演」を実施
「友の会運営と施設の活性化」調査の実施、集約
文部大臣の認可を受け、社団法人全国公立文化施設協会の事務所を「東京都新宿区西新宿 3 丁目 20 番 2 号」（東京オペラシティ 11 階）に移転登記完了（平成 9 年 9 月 8 日）
中・小規模館対策特別委員会発足
舞台芸術フェアを新国立劇場・東京オペラシティタワーにて開催
- 平成 10(1998)年度
第 31 回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施
公文協共同企画事業「市川猿之助歌舞伎公演」を実施
公文協歌舞伎検討委員会発足
中・小規模館対策特別委員会（「ホール運営マニュアル」作成の検討）
舞台諸設備耐用年数調査（平成 10 年 12 月）刊行
文化庁委嘱事業として舞台芸術フェア・全国公立文化施設アートマネジメント研修会をすみだトリフォニーホール・東京 Marriott ホテル錦糸町東武・すみだ産業会館にて開催
文化庁委嘱事業として公立文化施設技術職員研修会を北九州市立小倉市民会館にて開催
- 平成 11(1999)年度
第 32 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
公文協共同企画事業「二十一世紀歌舞伎組公演」を実施
文化庁「公立文化会館の活性化に関する調査」に調査協力
舞台芸術フェア 1999 を国立オリンピック記念青少年総合センター・東京オペラシティタワー・四谷区民ホールにて開催（平成 11 年 7 月）
「歌舞伎公演のための手引き」発行
平成 11 年度アートマネジメントセミナー2000 を開催

- (会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
日本財団補助事業「地域活性化のための人材育成」はアートマネジメント研修を栃木県総合文化センターで、技術研修を7ブロックで開催。平成11年度をもって補助事業は終了
第33回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
公文協共同企画事業「市川猿之助歌舞伎公演」を実施
- 平成12(2000)年度
平成12年度研究大会を滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールにて開催
(平成12年5月25日～26日)
「全国公文協自主事業中止保険」開始
「公立文化会館の活性化に関する調査研究協力者会議」報告に関する文化庁とブロック別懇談実施(日程の都合で北海道、関東甲信越、東海北陸、近畿、九州の5地区)
「劇場・コンサートホール事情海外視察研修(ドイツ・オーストリア)」実施
(平成13年2月5日～11日)
能楽(能と狂言)のための手引き発行(平成13年2月19日)
平成12年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会並びに舞台芸術フェアアートマネジメントセミナー2001を開催(平成13年2月21日～23日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成12年度公立文化施設技術職員研修会を開催(平成13年3月7日～9日 会場：和歌山県民文化会館)
第34回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
公文協共同企画事業「二十一世紀歌舞伎組公演」を実施
- 平成13(2001)年度
平成13年度研究大会を富山国際会議場にて開催(平成13年5月24日～25日)
「全国公文協ホームページ」リニューアルオープン(平成13年11月1日)
「人形浄瑠璃文楽の手引き」発行(平成14年2月15日)
平成13年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会並びに舞台芸術フェアアートマネジメントセミナー2002を開催(平成14年2月19日～21日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成13年度公立文化施設技術職員研修会を開催(平成14年3月6日～8日 会場：名古屋市民会館、名古屋市北文化小劇場)
ビデオテープ「舞台芸術まるごと体験」作成(平成14年3月14日)
全国公文協自主事業中止保険・全国公文協貸館対応興行中止保険・全国公文協施設(火災)災害総合保険に関する契約を東京海上火災保険(株)と締結(平成14年3月26日)
第35回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
公文協共同企画事業「市川猿之助歌舞伎公演」を実施
- 平成14(2002)年度
平成14年度研究大会を静岡県コンベンションアーツセンターで開催
(平成14年5月23日)
「全国公文協貸館対応興行中止保険」「全国公文協施設(火災)災害総合保険」開始
「改修実績データベース」を全国公文協ホームページに掲載(平成15年1月31日)
平成14年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会並びに舞台芸術フェアアートマネジメントセミナー2003を開催(平成15年2月19日～21日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成14年度全国公立文化施設技術職員研修会を開催(平成15年3月6日～8日 会場：富士市文化会館)
「バレエ・ダンス 公演企画の実際」発行(平成15年3月17日)
ビデオテープ「歌舞伎公演 舞台裏の基礎知識」を作成(平成15年3月28日)
第36回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
公文協共同企画事業「二十一世紀歌舞伎組公演」を実施
- 平成15(2003)年度
平成15年度研究大会を山形テルサにて開催(平成15年5月29日～30日)
全国公文協ホームページ「公立文化施設データベース」内に施設外観、ホール座席表、施設使用料金表のデータを追加掲載(平成15年12月15日)
「現代演劇の創り方」発行(平成16年2月18日)

- 平成 15 年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会並びに舞台芸術フェアアートマネジメントセミナー2004 を開催 (平成 16 年 2 月 18 日～20 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
- 平成 15 年度全国公立文化施設技術職員研修会を開催 (平成 16 年 3 月 9 日～11 日 会場：秋田県民会館・秋田県生涯学習センター分館ジョイナス)
- 「公立文化施設活性化のための運営指針」発行 (平成 16 年 3 月)
- 第 37 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
- 公文協共同企画事業「市川猿之助歌舞伎公演」を実施
- 平成 16(2004)年度 第 2 代 三善晃会長 退任 (平成 16 年 5 月 27 日)
- 早崎卓司会長代行 就任 (平成 16 年 5 月 28 日)
- 平成 16 年度研究大会を札幌コンサートホールにて開催 (平成 16 年 5 月 27 日～28 日)
- 平成 16 年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会並びに舞台芸術フェアアートマネジメントセミナー2005 を開催 (平成 17 年 2 月 16 日～18 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
- 平成 16 年度全国公立文化施設技術職員研修会を開催 (平成 17 年 3 月 9 日～11 日 会場：札幌市教育文化会館)
- 早崎卓司会長代行 退任 (平成 17 年 2 月 18 日)
- 第 3 代 大賀典雄会長 就任 (平成 17 年 2 月 19 日)
- 第 38 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
- 平成 17(2005)年度 平成 17 年度研究大会を別府ビーコンプラザにて開催 (平成 17 年 6 月 2 日～3 日)
- 平成 17 年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会並びに舞台芸術フェアアートマネジメントセミナー2006 を開催 (平成 18 年 2 月 15 日～17 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
- 平成 17 年度全国公立文化施設技術職員研修会を開催 (平成 18 年 3 月 8 日～10 日 会場：アルカス SASEBO)
- 公立文化施設の活性化に関する研究会報告書「公立文化施設の活性化についての提言」発行 (平成 18 年 3 月 31 日)
- 第 39 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
- 平成 18(2006)年度 (社) 全国公立文化施設協会のあり方検討専門委員会発足 (平成 18 年 4 月 19 日)
- 平成 18 年度研究大会を香川県県民ホールにて開催 (平成 18 年 5 月 18～19 日)
- 平成 18 年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会並びに舞台芸術フェアアートマネジメントセミナー2007 を開催 (平成 19 年 2 月 14 日～16 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
- 平成 18 年度全国公立文化施設技術職員研修会を開催 (平成 19 年 3 月 7 日～9 日 会場：鳥取県立県民文化会館)
- (社) 全国公立文化施設協会のあり方検討専門委員会報告書「全国公文協の今後のあり方を考える」発行 (平成 19 年 3 月 30 日)
- 「新版 公立文化会館運営ハンドブック」発行 (平成 19 年 3 月)
- 「改訂 公立文化施設のトラブル対応ハンドブック」発行 (平成 19 年 3 月)
- 第 40 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
- 平成 19(2007)年度 平成 19 年度研究大会を奈良県新公会堂、なら 100 年会館にて開催 (平成 19 年 5 月 24 日～25 日)
- 「子どもと舞台芸術～出会いのフォーラム 2007・全国公文協セミナー」実施 (平成 19 年 7 月 27 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
- 平成 19 年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会並びに舞台芸術フェアアートマネジメントセミナー2008 を開催 (平成 20 年 2 月 13 日～15 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
- 平成 19 年度全国公立文化施設技術職員研修会を開催 (平成 20 年 3 月 4 日～6 日 会場：奈良県文化会館)
- 「公立文化施設の危機管理／リスク・マネジメントガイドブック」発行 (平成 20 年 3 月)

- 平成 20(2008)年度
- 第 41 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
文化庁事業が「委嘱事業」から「委託事業」へと変更となり、提案競争、競争入札による受託方式となる
(社)全国公立文化施設協会事務局、東京オペラシティビル 11 階から同ビル 2 階に移転(平成 20 年 5 月 19 日)
平成 20 年度研究大会を三重県総合文化センターにて開催(平成 20 年 5 月 29～30 日)
平成 20 年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会並びに舞台芸術フェアアートマネジメントセミナー2009 を開催(平成 21 年 2 月 18 日～20 日 会場:国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成 20 年度全国公立文化施設技術職員研修会を開催(平成 21 年 3 月 4 日～6 日 会場:富山県教育文化会館)
- 平成 21(2009)年度
- 第 42 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
平成 21 年度研究大会を千葉県文化会館にて開催(平成 21 年 5 月 21 日～22 日)
「公文協歌舞伎 40 年史」発行(平成 21 年 10 月 20 日)
平成 21 年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会並びに舞台芸術フェアアートマネジメントセミナー2010 を開催(平成 22 年 2 月 17 日～19 日 会場:国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成 21 年度全国公立文化施設技術職員研修会を開催(平成 22 年 3 月 3 日～5 日 会場:富士市文化会館)
平成 21 年度「地域の劇場・音楽堂等の活動の基準に関する調査研究 報告書」発行(平成 22 年 3 月)
- 平成 22(2010)年度
- 第 43 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
平成 22 年度研究大会を秋田県民会館にて開催(平成 22 年 5 月 27 日～28 日)
平成 22 年度全国公立文化施設アートマネジメント研修会並びに舞台芸術フェアアートマネジメントセミナー2011 を開催(平成 23 年 2 月 16 日～18 日 会場:国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成 22 年度全国公立文化施設技術職員研修会を開催(平成 23 年 3 月 2 日～4 日 会場:仙台市青年文化センター)
平成 22 年度「公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書」発行(平成 23 年 3 月)
平成 22 年度「劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」発行(平成 23 年 3 月)
- 平成 23(2011)年度
- 第 44 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
(社)全国公立文化施設協会事務局を東京都中央区銀座 2 丁目 10 番 18 号 東京都中小企業会館 4 階に移転(平成 23 年 4 月 18 日)
第 3 代 大賀典雄 会長 没(平成 23 年 4 月 23 日)
会長職務代理 田村孝子(平成 23 年 4 月 24 日)
平成 23 年度研究大会を佐賀市文化会館にて開催(平成 23 年 5 月 26 日～27 日)
子どもと舞台芸術—出合いのフォーラム 2011 シンポジウム参加(平成 23 年 7 月 28 日 会場:国立オリンピック記念青少年総合センター)
全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会 2012 を開催「アート之力～明日への第一歩」(平成 24 年 2 月 15 日～17 日 会場:国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成 23 年度全国劇場・音楽堂等技術職員研修会を開催(平成 24 年 3 月 7 日～9 日 会場:沖縄県南城市文化ホール)
第 4 代 日枝 久 会長 就任(平成 24 年 2 月 15 日)
「アートマネジメントハンドブック」発行(平成 24 年 2 月)
「公立文化施設のリスクマネジメントハンドブック—東日本大震災の教訓に学ぶ—」発行(平成 24 年 3 月)
「文化芸術による復興推進コンソーシアム構築に係る事業」開始(平成 23 年 10 月)
「文化芸術による復興推進コンソーシアム」設立シンポジウムを開催(平成 24 年 3 月 13 日 会場:東京国立博物館 平成館・大講堂)

平成 24 (2012) 年度

第 45 回公文協歌舞伎(西コース)を実施(東日本大震災のため東・中央コース中止)
(社)全国公立文化施設協会と 7 つの地区公立文化施設協議会を統合、支部として発足
(平成 24 年 4 月)
「文化芸術による「心の復興」事業」に必要な連携協力体制の構築」を受託
(文化芸術による復興推進コンソーシアム事業)(平成 24 年 4 月 6 日)
平成 24 年度研究大会を鳥取県立県民文化会館にて開催(平成 24 年 5 月 24 日～25 日)
平成 24 年度第 1 回定期総会(平成 24 年 5 月 24 日 会場:鳥取県立県民文化会館)に
おいて正会員の年会費を平成 25 年度より年額 28,000 円に改定することを承認
平成 24 年度「劇場、音楽堂等評価」ハンドブック発行(平成 25 年 3 月)
「アートマネジメントハンドブック 2」発行(平成 25 年 3 月)
「公立文化施設のリスクマネジメントハンドブック 2 東日本大震災、その後ーいま、
私たちに何ができるかー」発行(平成 25 年 3 月)
平成 24 年度「全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会 2013」を開催
(平成 25 年 2 月 13 日～15 日 会場:国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成 24 年度「全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2013」を開催
(平成 25 年 3 月 6 日～8 日 会場:徳島県郷土文化会館(あわぎんホール))
平成 24 年度「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書」発行
(平成 25 年 3 月)
文化芸術による復興推進コンソーシアム平成 24 年度シンポジウムを開催
(平成 25 年 3 月 15 日 会場:国立新美術館 講堂)
文化芸術による復興推進コンソーシアム平成 24 年度「調査研究報告書」発行
(平成 25 年 3 月)

平成 25 (2013) 年度

第 46 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
内閣府の認定を受け、公益社団法人全国公立文化施設協会へ移行(平成 25 年 4 月 1 日)
準会員制度を新設
平成 25 年度研究大会を京都府立府民ホールにて開催(平成 25 年 6 月 6 日～7 日)
準会員向け制度保険「公立文化施設賠償責任保険・公立文化施設災害補償保険」開始
(平成 25 年 9 月)
平成 25 年度「全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会 2014」を開催
(平成 26 年 2 月 5 日～7 日 会場:国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成 25 年度 劇場・音楽堂等人材養成講座【基礎編】を開催
(平成 26 年 2 月 24 日～25 日 会場:国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成 25 年度「全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2014」を開催
(平成 26 年 3 月 5 日～7 日 会場:貝塚市民文化会館(コスモシアター))
劇場・ホールで働く人のための「舞台用語ハンドブック」発行(平成 26 年 3 月)
「劇場・音楽堂等における安全管理について」発行(平成 26 年 3 月)
「劇場・音楽堂等における障害者対応に関する調査報告書」発行(平成 26 年 3 月)
「劇場・ホールってどんなところ?」「舞台の裏方ってどんな仕事?」DVD 発行
(平成 26 年 3 月)
平成 25 年度「劇場・音楽堂等人材養成講座テキスト 基礎編」発行(平成 26 年 2 月)
平成 25 年度「劇場・音楽堂等人材養成講座 基礎編」報告書発行(平成 26 年 3 月)
平成 25 年度「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書」発行
(平成 26 年 3 月)
文化芸術による復興推進コンソーシアム プロジェクト検討会の開催
郷土芸能プロジェクト検討会(平成 26 年 1 月 29 日 会場:仙台市市民活動サポートセン
ター)
文化施設連携会議(平成 26 年 1 月 30 日 会場:岩手県民会館)
文化芸術による復興推進コンソーシアム 平成 25 年度事業実施報告書 発行
(平成 26 年 3 月)
第 47 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施

- 平成 26(2014)年度 「社団法人・財団法人向け役員賠償責任保険」開始(平成 26 年 4 月)
平成 26 年度研究大会を石川県立音楽堂にて開催(平成 26 年 6 月 5 日～6 日)
会計検査院 検査実施(平成 26 年 6 月 24 日)
平成 26 年度「全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会 2015」を開催
(平成 27 年 2 月 18 日～20 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成 26 年度 劇場・音楽堂等人材養成講座テキスト基礎編の発行(平成 27 年 3 月)
テキスト発行のために、モデル講座を 3 箇所(静岡グランシップ、新潟県民会館、
国立劇場)で実施
平成 26 年度「全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2015」を開催
(平成 27 年 3 月 4 日～6 日 会場：富山県高岡文化ホール)
冊子「公演事業資料」に代わる公演情報の総合サイト「公演企画Navi」の開設
(平成 26 年 9 月)
平成 26 年度「アートマネジメントの基礎用語ハンドブック」発行(平成 27 年 3 月)
平成 26 年度「劇場・音楽堂等改修ハンドブック 2015」発行(平成 27 年 3 月)
平成 26 年度「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書」発行
(平成 27 年 3 月)
第 48 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
- 平成 27(2015)年度 専門委員会再編(平成 27 年 4 月)
平成 27 年度研究大会を新潟県民会館、新潟市民芸術文化会館りゅーとぴあにて開催
(平成 27 年 6 月 4 日～5 日)
劇場・音楽堂等施設改修相談会(平成 27 年 9 月 7 日 会場：東京都中小企業会館)
新ホームページリニューアル(平成 27 年 11 月 1 日)
劇場・音楽堂等スタッフ交流研修事業(海外交流研修)
(平成 27 年 11 月 29 日～12 月 5 日 イギリス)
平成 27 年度「全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会 2016」を開催
(平成 28 年 2 月 3 日～5 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
「劇場・音楽堂等人材育成フォーラム」を開催
(平成 28 年 2 月 5 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成 27 年度「全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2016」を開催
(平成 28 年 3 月 2 日～4 日 会場：彩の国さいたま芸術劇場)
平成 27 年度「ファンドレイジング・ハンドブック」発行(平成 28 年 3 月)
平成 27 年度「劇場・音楽堂等地域貢献ハンドブック 2016」発行(平成 28 年 3 月)
第 49 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
- 平成 28(2016)年度 準会員向け制度保険 公立文化施設「自主事業中止保険」「公立文化施設貸館対応興行
中止保険」「役員賠償責任保険」開始(平成 28 年 4 月)
平成 28 年度研究大会を函館市民会館にて開催(平成 28 年 6 月 9 日～10 日)
内閣府 立入検査実施(平成 28 年 8 月 5 日)
コーディネーター制度(専門人材情報)始まる(平成 28 年 9 月)
“情報フォーラム”「劇場・音楽堂等における東京五輪文化プログラムを考える」を開催
(平成 28 年 9 月 13 日 会場：東京ウィメンズプラザ)
劇場・音楽堂等スタッフ交流研修事業(海外交流研修)
(平成 28 年 11 月 16 日～25 日 アメリカ)
国際劇場産業展 出展(平成 28 年 12 月 6 日～8 日 会場：東京ビッグサイト)
平成 28 年度「全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会 2017」を開催
(平成 29 年 2 月 8 日～10 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター)
平成 28 年度「全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2017」を開催
(平成 29 年 3 月 6 日～8 日 会場：北上市文化交流センター)
平成 28 年度「劇場・音楽堂等トラブル対応ハンドブック 2017」発行(平成 29 年 3 月)
平成 28 年度「劇場・音楽堂等広報&コミュニケーションハンドブック 2017」発行
(平成 29 年 3 月)

- 平成 28 年度「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」発行（平成 29 年 3 月）
文化芸術による復興推進コンソーシアム 事業終了（平成 29 年 3 月）
第 50 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
- 平成 29(2017) 年度**
専門委員会再編（平成 29 年 5 月）
平成 29 年度研究大会を久留米シティプラザにて開催（平成 29 年 6 月 8 日～9 日）
“情報フォーラム”「劇場・音楽堂等と地域文化創生」を開催
（平成 29 年 9 月 22 日 会場：京都府立文化芸術会館）
劇場・音楽堂等スタッフ交流研修事業（海外交流研修）
（平成 29 年 12 月 3 日～13 日 ドイツ）
国際劇場産業展 出展（平成 29 年 12 月 6 日～8 日 会場：東京ビッグサイト）
平成 29 年度「全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会 2018」を開催
（平成 30 年 1 月 17 日～19 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター）
平成 29 年度「全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2018」を開催
（平成 30 年 3 月 7 日～9 日 会場：宮崎県立芸術劇場 メディキット県民文化センター）
平成 29 年度「劇場・音楽堂等 伝統芸能事業 企画制作ハンドブック」発行
（平成 30 年 3 月）
平成 29 年度「地震だ!! どうする!?! 劇場・音楽堂等 震災対応ハンドブック」発行
（平成 30 年 3 月）
- 平成 30(2018) 年度**
第 51 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
平成 30 年度研究大会を高知市文化プラザ かるぽーとにて開催
（平成 30 年 6 月 7 日～8 日）
「劇場・音楽堂等の情報バリアフリー化に向けた最適システムの構築に関する調査・検証事業」実証実験（第 1 回）を実施
（平成 30 年 9 月 16 日 会場：品川区立総合区民会館 きゅりあん）
「劇場・音楽堂等の情報バリアフリー化に向けた最適システムの構築に関する調査・検証事業」実証実験（第 2 回）を実施
（平成 30 年 11 月 18 日 会場：国際障害者交流センター ビッグ・アイ）
平成 30 年度「全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント・舞台技術研修会 2019」を開催
（平成 31 年 2 月 6 日～8 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター）
「劇場・音楽堂等子どものためのプログラム企画ハンドブック」発行（平成 31 年 3 月）
- 令和元(2019) 年度**
第 52 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
制度保険 web サイト（会員専用）運用開始（平成 31 年 4 月）
令和元年度研究大会を豊中市立文化芸術センター（大阪府）にて開催
（令和元年 6 月 6 日～7 日）
「劇場・音楽堂等の個別施設計画策定と施設の長寿命化」シンポジウムを実施
（令和元年 10 月 3 日 会場：東京都中小企業会館）
組織上の課題検討 PT を設置
（第 1 回：令和元年 12 月 2 日 東京都中小企業会館、第 2 回：令和 2 年 1 月 21 日 東京
芸術劇場、第 3 回：令和 2 年 3 月 23 日 東京都中小企業会館）
平成 31 年度「全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント・舞台技術研修会 2020」を開催
（令和 2 年 2 月 5 日～7 日 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター）
令和元年度「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」発行（令和 2 年 3 月）
「劇場・音楽堂等アクセシビリティ・ガイドブック」発行（令和 2 年 3 月）
「劇場・音楽堂等バリアフリー化推進プロジェクト」ホームページオープン
- 令和 2(2020) 年度**
第 53 回公文協歌舞伎(東コース・西コース・中央コース)を実施
新型コロナウイルス感染症の拡大により、研究大会を中止
（当初予定：令和 2 年 6 月 4 日～5 日 会場：愛知芸術文化センター・愛知県芸術劇場）
組織上の課題検討 PT フォローアップ会議を開催
（第 4 回：令和 2 年 6 月 26 日 東京都中小企業会館）
意見交換会「新型コロナ感染症の影響と今後の対応」を開催

(令和2年6月26日 会場：東京都中小企業会館)
「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定
「劇場・音楽堂等 個別施設計画策定推進オンラインセミナー」を開催(令和2年11月2日 会場：東京都中小企業会館)
「劇場・音楽堂等感染症基本対応 チェックブック」発行(令和2年11月)
令和2年度「全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会」を開催(令和3年2月15日～2月28日 オンライン)
新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度「全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会」を中止
令和2年度「障害者文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取組状況調査 報告書」発行(令和3年3月)
文化庁委託事業「文化施設の感染症防止対策支援事業」運營業務を実施
文化庁委託事業「令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「文化芸術収益力強化事業」
劇場・音楽堂等コンテンツ配信ポータルサイト「公文協シアターアーカイブス」構築及びパイロット公演公募動画配信事業を実施
新型コロナウイルス感染症の拡大により、公文協歌舞伎(西コース、東コース、中央コース)を中止

令和3(2021)年度

「公立文化施設休業等補償保険」開始(令和3年4月)
第4代 日枝 久 会長 退任(令和3年6月10日)
第5代 野村萬斎 会長 就任(令和3年6月10日)
令和3年度研究大会を栃木県総合文化センターにて開催(令和3年6月10日～11日)
専門委員会(経営環境部会・事業環境部会・特別部会)検討PTの設置(令和3年9月～)
全国公立文化施設協会60周年記念企画提案コンペティションを実施
文化庁補助事業「大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業」
令和3年度「全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会」を開催
(令和3年12月20日～22日 会場：新国立劇場 中劇場)
令和3年度「全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会」を開催
(令和4年1月11日～2月28日 オンライン)
新型コロナウイルス感染症の拡大により、公文協歌舞伎(西コース、東コース、中央コース)を中止

令和4(2022)年度

全国公文協人材育成事業 新任管理職(館長等)研修を開催
(令和4年5月25日～7月13日)
令和4年度研究大会を山形県総合文化芸術館(やまぎん県民ホール)にて開催
(令和4年6月9日～10日)
全国公立文化施設協会設立60周年記念誌を発刊
文化庁補助事業「統括団体によるアートキャラバン事業」
令和4年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業「ワークショップリーダー養成講座1 ―シアターエデュケーションプログラムを学ぶ―」を開催(令和4年9月27日～29日 会場：東京芸術劇場 シンフォニースペース)
令和4年度「全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会」を開催
(令和5年1月11日～12日 会場：札幌文化芸術劇場 hitaru)
令和4年度「全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会」を開催
(令和5年1月17日～2月28日 オンライン・1月18日～20日 ワークショップ)
文化庁委託事業「令和4年度芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出
芸術家等実務研修会の実施」を実施(研修教材の作成：「劇場・音楽堂等 契約実務ガイドブック」,「劇場・音楽堂等 契約実務の基礎知識と解説ビデオ」、研修会の実施：
令和5年2月9日仙台・2月13日・福岡・2月14日 岡山・2月17日 大阪・2月24日 北海道・2月27日 金沢・3月1日 東京)
新型コロナウイルス感染症の拡大により、公文協歌舞伎開催を見合わせ(開催館募集を行わず)

令和 5(2023)年度 令和4年度補正予算文化芸術振興費補助金「統括団体による文化芸術需要回復・地域活性化事業（アートキャラバン 2）」地域の文化芸術推進プロジェクト「劇場へ行こう3～新たな地域連携に向けて～」
（令和5年4月7日～令和6年1月31日／397事業）
全国公文協人材育成事業 新任館長等研修を開催
（令和5年5月10日～6月21日・フォローアップ研修会 7月26日）
令和5年度研究大会を那覇文化芸術劇場なは一にて開催(令和5年6月15日～16日)
当協会の主催公演として「日本音楽財団・全国公立文化施設協会共同事業 ストラディヴァリウス・コンサート ヴェロニカ・エーベルレ ヴァイオリン・リサイタル」を開催。
（令和5年9月9日 14:00 開演 会場：滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 小ホール）
令和5年度「全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会」を開催
（令和5年9月27日～28日 会場：KAAT 神奈川芸術劇場）
第57回公文協歌舞伎(東コース・西コース)を実施

これまでの総会・研究大会の開催一覧

全国公立文化施設協議会

No.	期 日	会 場	参加状況	
			施設数	人数
1	昭和 36 (1961) 年 9 月 25 日 (月) (設立)	東京文化会館	23	36
2	昭和 37 (1962) 年 5 月 23～24 日 (水・木)	京都会館	27	40
3	昭和 38 (1963) 年 5 月 23～24 日 (木・金)	広島市平和記念施設		
4	昭和 39 (1964) 年 5 月 7～8 日 (木・金)	札幌市民会館	47	61
5	昭和 40 (1965) 年 5 月 20～21 日 (木・金)	北九州市戸畑文化ホール	76	92
6	昭和 41 (1966) 年 5 月 10～11 日 (火・水)	秋田県民会館	95	115
7	昭和 42 (1967) 年 5 月 11～12 日 (木・金)	松山市民会館	118	145
8	昭和 43 (1968) 年 5 月 9～10 日 (木・金)	東京都勤労福祉会館	132	157
9	昭和 44 (1969) 年 5 月 7～8 日 (水・木)	新潟県民会館	143	189
10	昭和 45 (1970) 年 5 月 12～13 日 (火・水)	島根県民会館	153	197
11	昭和 46 (1971) 年 5 月 19～20 日 (水・木)	鹿児島県文化センター	156	194
＜分科会制度の研究大会始まる＞				
12	昭和 47 (1972) 年 5 月 17～18 日 (水・木)	京都会館	192	237
13	昭和 48 (1973) 年 6 月 15～16 日 (金・土)	愛知県文化会館	191	297
14	昭和 49 (1974) 年 5 月 9～10 日 (木・金)	函館市民会館	158	210
15	昭和 50 (1975) 年 6 月 18～19 日 (水・木)	群馬県民会館	177	255
16	昭和 51 (1976) 年 5 月 18～19 日 (火・水)	仙台市民会館 (主管施設・宮城県民会館)	173	256
17	昭和 52 (1977) 年 5 月 2～3 日 (月・火)	鹿児島県文化センター	167	238
18	昭和 53 (1978) 年 7 月 19～20 日 (水・木)	高知県民文化センター	187	278
19	昭和 54 (1979) 年 5 月 15～16 日 (火・水)	和歌山県民会館	209	324
20	昭和 55 (1980) 年 6 月 3～4 日 (火・水)	愛知県産業貿易館 (主管施設・愛知県文化会館)	230	240
21	昭和 56 (1981) 年 6 月 3～4 日 (水・木)	神奈川県民ホール (主管施設・神奈川県立音楽堂)	263	462
22	昭和 57 (1982) 年 5 月 27～28 日 (木・金)	福島県文化センター	265	431
23	昭和 58 (1983) 年 6 月 7～8 日 (火・水)	札幌市教育文化会館	193	297
24	昭和 59 (1984) 年 5 月 22～23 日 (火・水)	熊本県立劇場	227	366
25	昭和 60 (1985) 年 5 月 23～24 日 (木・金)	岡山市立市民文化ホール (岡山市民会館)	276	445
26	昭和 61 (1986) 年 5 月 22～23 日 (木・金)	吹田市文化会館	317	504
27	昭和 62 (1987) 年 5 月 21～22 日 (木・金)	加賀市文化会館	295	483
28	昭和 63 (1988) 年 5 月 19～20 日 (木・金)	長野県県民文化会館	335	527
29	平成元 (1989) 年 5 月 25～26 日 (木・金)	岩手県民会館	334	544
30	平成 2 (1990) 年 5 月 24～25 日 (木・金)	釧路市民文化会館	319	513
31	平成 3 (1991) 年 5 月 23～24 日 (木・金)	鹿児島市民ホール	361	581
32	平成 4 (1992) 年 5 月 14～15 日 (木・金)	徳島県郷土文化会館	384	606
33	平成 5 (1993) 年 5 月 21～22 日 (金・土)	神戸文化ホール	420	724
34	平成 6 (1994) 年 5 月 26～27 日 (木・金)	愛知芸術文化センター	471	793
35	平成 7 (1995) 年 5 月 18～19 日 (木・金)	新潟県両津市民会館	444	716

(社)全国公立文化施設協会

No.	期 日	会 場	参加状況	
			施設数	人数
1	平成 8 (1996) 年 5 月 16～17 日 (木・金)	青森市文化会館	414	672
2	平成 9 (1997) 年 5 月 29～30 日 (木・金)	旭川市民文化会館	352	565
3	平成 10 (1998) 年 5 月 28～29 日 (木・金)	宮崎市民文化ホール	339	552
4	平成 11 (1999) 年 5 月 27～28 日 (木・金)	下関市民会館	302	483
5	平成 12 (2000) 年 5 月 25～26 日 (木・金)	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	318	523
6	平成 13 (2001) 年 5 月 24～25 日 (木・金)	富山国際会議場	285	462
7	平成 14 (2002) 年 5 月 23～24 日 (木・金)	静岡県コンベンションアーツセンター	263	415
8	平成 15 (2003) 年 5 月 29～30 日 (木・金)	山形テルサ	247	359
9	平成 16 (2004) 年 5 月 27～28 日 (木・金)	札幌コンサートホール	209	313
10	平成 17 (2005) 年 6 月 2～3 日 (木・金)	別府ビーコンプラザ	173	267
11	平成 18 (2006) 年 5 月 18～19 日 (木・金)	香川県県民ホール	153	250
12	平成 19 (2007) 年 5 月 24～25 日 (木・金)	奈良県新公会堂・なら 100 年会館	169	432
13	平成 20 (2008) 年 5 月 29～30 日 (木・金)	三重県総合文化センター	165	395
14	平成 21 (2009) 年 5 月 21～22 日 (木・金)	千葉県文化会館	128	386
15	平成 22 (2010) 年 5 月 27～28 日 (木・金)	秋田県民会館	135	350
16	平成 23 (2011) 年 5 月 26～27 日 (木・金)	佐賀市文化会館	132	300
17	平成 24 (2012) 年 5 月 24～25 日 (木・金)	鳥取県立県民文化会館	100	250

(公社)全国公立文化施設協会

No.	期 日	会 場	参加状況	
			施設数	人数
1	平成 25 (2013) 年 6 月 6～7 日 (木・金)	京都府立府民ホール	217	372
2	平成 26 (2014) 年 6 月 5～6 日 (木・金)	石川県立音楽堂	154	388
3	平成 27 (2015) 年 6 月 4～5 日 (木・金)	新潟県民会館、新潟市民芸術文化会館	182	314
4	平成 28 (2016) 年 6 月 9～10 日 (木・金)	函館市民会館	176	265
5	平成 29 (2017) 年 6 月 8～9 日 (木・金)	久留米シティプラザ	236	386
6	平成 30 (2018) 年 6 月 7～8 日 (木・金)	高知市文化プラザ かるぽーと	209	332
7	令和元 (2019) 年 6 月 6～7 日 (木・金)	豊中市立文化芸術センター	257	426
8	令和 2 (2020) 年 6 月 4～5 日 (木・金)	愛知芸術文化センター・愛知県芸術劇場	—	—
		※令和 2 年度研究大会(愛知大会)は、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止		
9	令和 3 (2021) 年 6 月 10～11 日 (木・金)	栃木県総合文化センター	116	193
10	令和 4 (2022) 年 6 月 9～10 日 (木・金)	山形県総合文化芸術館	221	351
11	令和 5 (2023) 年 6 月 15～16 日 (木・金)	那覇文化芸術劇場なは一と	210	341

公益社団法人全国公立文化施設協会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国公立文化施設協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国及び地方公共団体等により設置された全国の劇場・音楽堂等の文化施設（以下「公立文化施設」という。）が連絡提携のもとに、地域の文化振興と地域社会の活性化を図り、もってわが国の文化芸術の発展と心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 文化芸術の振興・発展及び公立文化施設に関する調査研究並びに研究大会等の実施
- (2) 文化芸術の振興・発展及び公立文化施設の運営・活動等に関わる人材の育成
- (3) 文化芸術の振興・発展及び公立文化施設の運営・活動等に関する情報・資料の収集と提供
- (4) 文化芸術の振興・発展及び公立文化施設の運営に関わる施設、団体等の活動への支援
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した公立文化施設の運営者
- (2) 準会員 前号に掲げるものを除き、この法人の目的に賛同し、連携協力して活動するために入会した文化施設等の関係者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者で総会において推薦された者

(入 会)

第6条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第7条 正会員、準会員又は賛助会員は、別に定める規程により会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(正会員資格の喪失)

第8条 正会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 正会員が属する施設が閉館又は解散したとき。
- (3) 2年以上、会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

2 この法人は正会員がその資格を喪失しても既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

(退 会)

第9条 正会員、準会員、賛助会員又は名誉会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 正会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、第5条第1号のすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定時総会として、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長又は副会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長又は副会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、総会において、正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

- 3 前項の議事録署名人は、総会に出席した正会員の中から1名選任する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とする。また、理事のうち2名以内を副会長とすることができる。
- 3 理事のうち各1名を専務理事、常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。
- 5 監事のうち1名は公認会計士又は税理士とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までと

する。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(名誉会長及び顧問)

第26条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、この法人の発展に顕著な功績のあった者又は多大な貢献が期待できる者の中から、理事会において1名以内で選任することができる。

3 顧問は、有識者等の中から、理事会において3名以内で選任することができる。

4 名誉会長及び顧問は、この法人の運営等に関する重要事項について会長又は理事会の求めに応じ、意見を述べることができる。

(役員等の報酬等)

第27条 理事、監事、名誉会長、顧問の報酬は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事、監事、名誉会長、顧問には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) 顧問の選任及び解職

(種類及び開催)

第30条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長又は副会長が必要と認めたとき。

(2) 会長及び副会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長又は副

会長に招集の請求があったとき。

- (3) 法令に定めるところにより監事から会長又は副会長に招集の請求があったとき、又は法令に定めるところにより監事が招集したとき。

(招 集)

第 31 条 理事会は会長又は副会長が招集する。

- 2 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠席の場合は副会長がこれに当たる。
- 3 会長及び副会長が欠席の場合は、理事の中から互選により選出された者がこれにあたる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 支部及び専門委員会

(支 部)

第 35 条 この法人は、法人と正会員間の情報連絡を密にし、第 3 条の法人の目的を達成するために、全国に支部を置くことができる。

- 2 支部の運営に必要な事項については理事会の決議を経て別に定める。
- 3 支部には支部長を置く。

(専門委員会)

第 36 条 この法人は、事業執行のために必要な調査、研究、連絡調整を行うため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の運営に必要な事項については、理事会の決議を経て別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 37 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長及び副会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長及び副会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長（代表理事）は日枝久、副会長（代表理事）は田村孝子、常務理事（業務執行理事）は松本辰明とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

改定後のこの定款は、令和 2 年 6 月 26 日から施行する。

公益社団法人全国公立文化施設協会

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国公立文化施設協会（以下「この法人」という。）の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した公立文化施設の運営者
- (2) 準会員 前号に掲げるものを除き、この法人の目的に賛同し、連携協力して活動するために入会した文化施設等の関係者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に功勞のあった者で総会において推薦された者

(入会)

第3条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第4条 会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 会費：年額 28,000 円
- (2) 準会員 会費：年額 28,000 円
- (3) 賛助会員 会費：団体 一口年額 50,000 円（一口以上）
個人 一口年額 20,000 円（一口以上）
- (4) 名誉会員 会費：年額 0 円

2 上記のほか、当法人の運営に対して特別会費を収納することができる。なお、特別会費の額は任意とする。

(会費の納入)

第5条 会費の納入は年1回とし、毎年4月末までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。なお、特別会費の納入は随時とする。

(会費の使途)

第6条 会費は、その10割までを管理費(法人会計)にあてることができる。

(正会員資格の喪失)

第7条 正会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 正会員が属する施設が閉館又は解散したとき。
- (3) 2年以上、会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

2 この法人は正会員がその資格を喪失しても既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

(退会)

第8条 正会員、準会員、賛助会員又は名誉会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(変更)

第10条 本規程の変更は理事会の決議を経て総会の承認を要する。

(附則)

この規程は、公益社団法人全国公立文化施設協会の設立の登記の日から施行する。

この規定は、令和5年6月15日から施行する。

正会員・準会員への入会について

- 1 団 体 名 公益社団法人全国公立文化施設協会
- 2 所 在 地 〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4階
- 3 法 人 の 目 的 国及び地方公共団体等により設置された全国の劇場・音楽堂等の文化施設（公立文化施設）が連絡提携のもとに、地域の文化振興と地域社会の活性化を図り、もってわが国の文化芸術の発展と心豊かな社会の実現に寄与する
- 4 入 会 資 格 正会員：目的に賛同し、入会した公立文化施設の運営者
準会員：正会員資格のある施設以外で、目的に賛同し連携協力して活動するために入会した文化施設等の関係者
- 5 入 会 申 込 方 法 次の1又は2の方法で次頁の様式に必要事項を記入の上、郵送にてお申込み下さい。
1. 公益社団法人全国公立文化施設協会事務局に申し込む。
2. 公益社団法人全国公立文化施設協会支部に申し込む。

(ア) 北 海 道 支 部 (北海道)

(イ) 東 北 支 部 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)

(ウ) 関東甲信越静支部 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京区部、東京多摩、
神奈川、新潟、山梨、長野、静岡)

(エ) 東 海 北 陸 支 部 (富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重)

(オ) 近 畿 支 部 (滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)

(カ) 中 四 国 支 部 (鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)

(キ) 九 州 支 部 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

なお、公益社団法人全国公立文化施設協会定款第6条により、理事会の承認後、正式に会員となります。

- 6 会 費 (年 額) 正会員・準会員の会費は、1施設(団体・個人) 年額 28,000円です。
入会金はありません。
なお、年度途中に入会されても、当該年度の会費は年額となります。
また、年度途中に退会されても、会費の返還はいたしません。

- 7 連 絡 ・ 問 合 せ 先 公益社団法人全国公立文化施設協会
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4階
TEL: 03-5565-3030 FAX: 03-5565-3050
E-mail: bunka@zenkoubun.jp

正会員・準会員の年会費について

1 会費（年額）

公益社団法人全国公立文化施設協会は正会員及び準会員の会費により運営されており、会費は正会員、準会員共に1施設（団体・個人）年額 28,000 円です。

2 会費に関する規定

会費（年額）については、公益社団法人全国公立文化施設協会定款・第7条に基づき、会員規程第4条において、年額 28,000 円と規定されています。

3 会費の徴収について

会費の徴収は、公益社団法人全国公立文化施設協会が各会員に直接行います。

4 年度会費予算確保のお願い

各会員施設におかれましては財政状況が厳しい中恐縮ですが、予算を所管する部課に当協会の設立趣旨と事業の成果等をよくご説明いただき、年度会費予算の確保に努められるようお願いいたします。

正 会 員 入 会 申 込 書

年 月 日

公益社団法人全国公立文化施設協会 会長 様

公益社団法人全国公立文化施設協会の目的に賛同し、公立文化施設の運営者として正会員の入会を申し込みます。

施 設 名

代 表 者 名

印

所 在 地 〒

電 話

E-mail (館) @

公文協担当者氏名

E-mail @

添付資料

- 1 施設概要調書（様式 2）
- 2 施設紹介資料（又は施設設計計画概要等）
- 3 施設利用案内パンフレット他

経由 支部 確認欄

支部長施設名		支部担当者確認印	受付日 年 月 日
--------	--	----------	-----------------

※ 県協議会へ入会する場合は、直接、県公文協情報連絡担当施設へご相談ください。

施設概要調書（全国公立文化施設データベース登録用）

年 月 日現在

(ふりがな) 施設名 (愛称)				代表者	職名 氏名		
所在地		〒					
郵便物の郵送先 (所在地と同じは空欄)		〒					
休館日		(年末年始休館も記入)					
電話	()			FAX	()		
設置者 (該当に○)	1 首長部局 (都道府県 / 政令都市 / 市区町村) 2 教育委員会 (都道府県 / 政令都市 / 市区町村) 3 その他 ()			所管部課			
管理運営機関		運営管理の方式 (該当に○)		1 直営 2 指定管理者 3 その他 4 国立施設			
		2, 3, 4 の場合 運営管理団体名					
竣工年月日		年 月 日		開館年月日		年 月 日	
設計者				施工者			
建設費 (用地取得費は除く)		百万円 (以下切捨て)		国・県等の補助金 例:(文)(県)(市)		名称	
						金額	
敷地面積		m ²		建築面積		m ²	
座席数	ホール名 A	計	席 (固定	席・移動	席・可動(電動)	席	
		車イス	席・補助	席・立見	席・親子	席	
		その他	席)				
	ホール名 B	計	席 (固定	席・移動	席・可動(電動)	席	
		車イス	席・補助	席・立見	席・親子	席	
		その他	席)				
	ホール名 C	計	席 (固定	席・移動	席・可動(電動)	席	
		車イス	席・補助	席・立見	席・親子	席	
	その他	席)					
ホール名 D	計	席 (固定	席・移動	席・可動(電動)	席		
	車イス	席・補助	席・立見	席・親子	席		
	その他	席)					
舞台	間口・奥行・天井までの高さ	ホール A (. .)m	ホール B (. .)m	ホール C (. .)m			
附属施設		親子室 (室)・リハール室／練習室 (室)・会議室 (室)・和室 (室)・ 展示室 (室)・楽屋 (室)・その他 ()					
食堂・喫茶	有・無	オケピット	有・無	パイプオルガン	有・無	自主事業	有・無
友の会	有・無	併設・複合施設	有 ()・無				
ホールの特色・備考					県公文協への加入	有・無	
Web サイト	http://		E-mail	(館代表) (公文協担当者)	@	@	

準 会 員 入 会 申 込 書

(施設)

年 月 日

公益社団法人全国公立文化施設協会 会長 様

公益社団法人全国公立文化施設協会の目的に賛同し、連携協力して活動する文化施設等の関係者として、準会員の入会を申込みます。

施 設 名

代 表 者 名

印

所 在 地 〒

電 話

E-mail (館)

@

公文協担当者氏名

E-mail

@

添付資料

- 1 施設概要調書 (様式 4)
- 2 施設紹介資料 (又は施設設計計画概要等)
- 3 施設利用案内パンフレット他

經由 支部 確認欄

支部長施設名		支部担当者確認印	受付日 年 月 日
--------	--	----------	-----------------

準 会 員 入 会 申 込 書

(団体)

年 月 日

公益社団法人全国公立文化施設協会 会長 様

公益社団法人全国公立文化施設協会の目的に賛同し、連携協力して活動する文化施設等の関係者として、準会員の入会を申込みます。

団体・企業名

代表者名

印

所在地 〒

電 話

E-mail

@

公文協担当者氏名

E-mail

@

添付資料

- 1 概要調書（様式 5）※パンフレット等がない場合にご記入ください。
- 2 紹介資料、パンフレット他

經由 支部 確認欄

支部長施設名		支部担当者確認印	受付日 年 月 日
--------	--	----------	-----------------

準会員概要（会社・団体）

年 月 日

社名	
所在地	〒
設立	年 月 日
事業の内容	
沿革 年 月 年 月 年 月	
特色	
Web サイト	http://

賛助会員入会のお願い

全国の劇場、音楽堂等が集う公益社団法人全国公立文化施設協会は、昭和36年（1961年）に発足した協議会を母体として、地域文化の振興とわが国の芸術文化の発展を目的に平成7年6月に社団法人設立、平成25年4月に公益社団法人に移行した全国組織です。

平成24年6月、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が成立、施行され、平成25年3月には法律に基づく「指針」も制定されました。われわれ文化施設の運営に携わる者は、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点となり、心豊かな生活を実現するための役割を十分に果たしていかなければなりません。

当協会は、公立文化施設のネットワーク化と地域文化振興の組織的な取り組みを強化することを目的として活動を続けてまいりましたが、より一層主体的にかつ各方面と密接に連携しながら、地域のために文化芸術を通じた取り組みを進めていく所存でございます。

これらの活動を充実していくためには、多くの活動費を必要とします。多くの団体・個人の皆様のご理解を賜り、財政的なご支援をいただくことがどうしても必要です。

皆さまのご賛同とご入会を心よりお待ちしております。

- | | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 会 員 | 公益社団法人全国公立文化施設協会の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体 |
| (2) 会 費 | 団体会員（法人・団体としての入会）1口 50,000円（年額）
個人会員（個人としての入会）1口 20,000円（年額）
・全国公立文化施設名簿や調査研究報告書等の刊行物の送付
・賛助会員名を随時刊行物等に記載し、地方自治体、全国の国公立文化施設芸術文化団体等への周知
・当協会主催の各種研修事業、研究大会、協賛展示会等のご案内他、公立文化施設に関する情報提供
・ウェブサイト「情報プラザ」での情報発信
・自主公演事業のための情報サイト「公演企画Navi」の詳細情報閲覧 |
| (3) 入会申込方法 | 入会申込書に必要事項を記入、押印のうえ、事務局まで郵送にてお申し込みください。定款により理事会の承認後、正式に会員となります。申込書等はウェブ「全国劇場・音楽堂等総合情報サイト」より入手できます。 |
| (4) 申込・問合せ先 | 公益社団法人全国公立文化施設協会
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4階
TEL: 03-5565-3030 FAX: 03-5565-3050
E-mail: bunka@zenkoubun.jp
URL: https://www.zenkoubun.jp |

賛助会員入会申込書

(団体)

年 月 日

公益社団法人全国公立文化施設協会 会長 様

公益社団法人全国公立文化施設協会の目的に賛同し、事業を賛助するために賛助会員として、下記の加入口数をもって入会いたします。

加入口数	口
------	---

団体（企業）名

代表者名

印

所在地 〒

電 話

ホームページアドレス（当協会のホームページよりリンクします）

添付資料

- 1 団体紹介資料（貴団体の事業内容、規模等がわかるもの）

事務担当者連絡先

担当課	
事務担当者名	
T E L	
F A X	
E-mail	

寄附のお願い

全国の劇場、音楽堂等が集う公益社団法人全国公立文化施設協会は、昭和36年（1961年）に発足した協議会を母体として、平成7年6月に地域文化の振興とわが国の芸術文化の発展を目的に設立した全国組織の法人です。平成25年4月1日内閣府の認定により、公益社団法人へ移行いたしました。正会員には令和5年10月現在、全国の国立、公立等の文化施設1,315館が加入しています。

平成24年6月、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が成立、施行され、平成25年3月には法律に基づく「指針」も制定されました。われわれ文化施設の運営に携わる者は、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点となり、心豊かな生活を実現するための役割を十分に果たしていかなければなりません。

当協会は、公立文化施設のネットワーク化と地域文化振興の組織的な取り組みを強化することを目的として活動を続けてまいりましたが、より一層主体的にかつ各方面と密接に連携しながら、地域のために文化芸術を通じた取り組みを進めていく所存でございます。

当協会は会員の会費により運営しておりますが、活動を充実させていくためにも財源確保が喫緊の課題となっております。ぜひ当協会の事業にご理解とご賛同いただき、ご寄附を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 申込方法 寄付申込書に必要事項をご記入のうえ、協会事務局まで郵送・メール・FAXにてお送りください。申込受付後に振込先口座をご連絡いたします。

*寄附金額は団体1口20,000円以上、個人1口5,000円以上
(1口以上であれば金額は自由にお決めいただけます)

(2) 寄附金の使途 当協会が実施する事業等に活用させていただきます。
(当協会が行う事業のうち、ご寄附いただく対象や使途を特定することも可能です)

(3) 領収書の送付 寄附金のご入金を確認の後、領収書を郵送いたします。
当協会にご寄附くださった方は『特定公益増進法人に対する寄附金』として、税制上の優遇措置を受けることができます。

(4) 申込・問合せ先 公益社団法人全国公立文化施設協会 事務局
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4階
TEL: 03-5565-3030 FAX: 03-5565-3050
E-mail: bunka@zenkoubun.jp

寄附申込書

公益社団法人全国公立文化施設協会 会長 野村 萬齋 殿

年 月 日

寄附金額	円
ご芳名 (個人又は団体)	
ご住所	〒
ご担当者 (法人寄附の場合)	
電話番号	
E メールアドレス	
寄附金の使途	<input type="checkbox"/> 指定しない <input type="checkbox"/> 指定する ()
その他希望する事項	
報告書送付のご希望	<input type="checkbox"/> 郵送を希望する <input type="checkbox"/> 郵送を希望しない
ホームページ等へのご芳名の掲載	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない

* 寄附金額は団体 1 口 20,000 円以上、個人 1 口 5,000 円以上 (1 口以上であれば金額は自由にお決めいただけます)

* 当協会にご寄附くださった方は『特定公益増進法人に対する寄附金』として、税制上の優遇措置を受けることができます。

(公社) 全国公文協 2023

(事業概要)

令和 5 年 (2023 年) 10 月現在

公益社団法人 全国公立文化施設協会

〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18

東京都中小企業会館 4 階

電 話 : 03-5565-3030

F A X : 03-5565-3050

E-mail : bunka@zenkoubun.jp

U R L : <https://www.zenkoubun.jp/>